

四半期報告書

(第25期第1四半期)

自 平成21年1月1日

至 平成21年3月31日

株式会社アプリックス

東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号

目 次

	頁
表 紙	
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4
第3 設備の状況	13
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	13
(2) 新株予約権等の状況	14
(3) ライツプランの内容	28
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	28
(5) 大株主の状況	28
(6) 議決権の状況	29
2 株価の推移	29
3 役員の状況	29
第5 経理の状況	30
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	31
(2) 四半期連結損益計算書	33
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	34
2 その他	40
第二部 提出会社の保証会社等の情報	41

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年5月15日
【四半期会計期間】	第25期第1四半期（自平成21年1月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社アプリクス
【英訳名】	Aplix Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 郡山 龍
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号
【電話番号】	(03)5286-8436
【事務連絡者氏名】	執行役員常務 鈴木 智也
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号
【電話番号】	(03)5286-8436
【事務連絡者氏名】	執行役員常務 鈴木 智也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第24期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 3月31日	自平成20年 1月1日 至平成20年 12月31日
売上高(千円)	814,565	5,195,528
経常利益(△損失)(千円)	△388,608	281,667
四半期(当期)純利益(△損失)(千円)	△400,229	109,637
純資産額(千円)	12,926,256	13,083,834
総資産額(千円)	13,840,812	14,073,221
1株当たり純資産額(円)	127,526.88	129,091.45
1株当たり四半期(当期)純利益(△損失)(円)	△3,950.15	1,082.10
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	—	1,079.48
自己資本比率(%)	93.4	92.9
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	176,923	1,219,640
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△341,088	621,622
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△85	△28,991
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	9,612,108	9,708,242
従業員数(人)	300	293

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第25期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、四半期純損失を計上しているため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数（人）	300	(8)
---------	-----	-----

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数（人）	174	(7)
---------	-----	-----

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
開発部門 (千円)	571,163

- (注) 1. 金額は、製造原価によっております。
2. 生産高には社内製作の販売目的ソフトウェア取得高が含まれております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況を事業部門別に示すと次のとおりであります。なお、受注状況はJBlend等の当社製作ソフトウェアを組み込む受託開発作業に関する受注についてのみ算定しています。

区分	受注高(千円)	受注残高(千円)
開発部門	93,980	84,738

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
携帯電話関連	製品売上	540,048 66.3
	技術支援売上	173,398 21.3
	その他	— —
小計	713,446	87.6
携帯電話以外	製品売上	24,087 3.0
	技術支援売上	69,031 8.5
	その他	8,000 1.0
小計	101,118	12.4
合計	814,565	100.0

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 製品売上とは、ライセンス収入及びロイヤリティ収入からなります。また技術支援売上とは、製品計画や仕様策定等を支援するコンサルティング収入及び製品開発を支援するサポート収入等からなります。

相手先別販売実績

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	478,675	58.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社グループは、パーソナルコンピュータを含む民生用電子機器向けソフトウェアの基盤となる技術（以下「ソフトウェア基盤技術」という）の研究開発とともに、それらの成果を基にした応用製品の開発及び販売、並びに当社グループ製品を搭載する機器製品の計画立案及び設計等を支援する顧客コンサルティングを行っております。

現在主力製品となっている組み込み向けJavaプラットフォーム「JBlend」は、携帯電話等の機器でJavaという技術を使うための基盤となるソフトウェアです。携帯電話にJBlendを組み込んでJava対応にする事で、多様な機能やサービスを実現させる事ができます。

当第1四半期連結会計期間における売上高につきましては、世界的に非常に厳しい市場状況が継続する中で、特に国内顧客からのJBlend搭載製品出荷台数が予想を大きく下回った事でライセンスロイヤリティ売上が大幅減となった反面、新規製品に関連する案件について、当社予想よりも早い段階で売上につながっており、これが売上高を支える結果となりました。

営業損益につきましては、市場環境の悪化により一時的に売上高が減少している中、経済回復に備え引き続き前四半期と同程度の必要最低限の研究開発投資を継続している為、当第1四半期では営業損失を計上しております。

携帯電話関連につきましては、国内顧客においては、既にJBlendが標準的に搭載されている株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びソフトバンクモバイル株式会社に加えて、前連結会計年度においてはKDDI株式会社の携帯電話についてもオープンアプリプレイヤーという形で標準的に搭載されるようになった事で、JBlendの搭載比率をさらに引き上げる事ができました。しかしながら、搭載比率の高さゆえに携帯電話全体の出荷台数減少の影響を強く受ける結果となり、また国内顧客は後払いロイヤリティによる契約が多いため、出荷台数減少が継続している前第4四半期の影響が、当第1四半期に現れたものです。

海外顧客においては、アジア地域及び欧州の顧客製品は当社の予測通り増加傾向にあります。特に中国顧客においては、第三世代(3G)携帯電話の実用化や、低コスト戦略を駆使した主要携帯電話メーカーへのODM (Original Design Manufacturer) 開発が本格化し、前第4四半期にくらべ、出荷台数及び売上高が順調に伸びております。北米の顧客につきましては前連結会計年度に引き続き軟調に推移しております。

携帯電話以外の機器については、地上デジタルテレビの放送用チューナー内蔵カーナビゲーションシステムや、デジタルテレビ、さらにはCATV用セットトップボックス等にJBlendが引き続き搭載されております。

また、マイコン等省資源デバイス向けに開発された製品や、iアプリ変換技術、携帯端末向けウィジェットを実現する製品につきましては、今後の本格的な収益源として引き続き販売活動を実施しており、採用に向けての手ごたえを感じております。

<品目別販売実績>

		前第1四半期連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)		前連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	
		金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
携帯電話関連	製品売上	630,070	52.5	540,048	66.3	3,457,306	66.5
	技術支援売上	527,620	43.9	173,398	21.3	1,627,319	31.3
	その他	-	-	-	-	28,569	0.6
小計		1,157,691	96.4	713,446	87.6	5,113,195	98.4
携帯電話以外	製品売上	27,403	2.3	24,087	3.0	65,313	1.3
	技術支援売上	-	-	69,031	8.5	17,019	0.3
	その他	16,000	1.3	8,000	1.0	-	-
小計		43,403	3.6	101,118	12.4	82,333	1.6
合計		1,201,094	100.0	814,565	100.0	5,195,528	100.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 製品売上とは、ライセンス収入及びロイヤリティ収入からなります。また技術支援売上とは、製品計画や仕様策定等を支援するコンサルティング収入及び製品開発を支援するサポート収入等からなります。

当第1四半期連結会計期間に計上しましたロイヤリティ売上は、後払いロイヤリティが459,426千円（前年同四半期627,333千円）、前払いロイヤリティが1,796千円（前年同四半期0千円）となり、ロイヤリティ売上の合計は、461,222千円（前年同四半期627,333千円）となりました。利益率の高い後払いロイヤリティへの移行は引き続き順調に進んでおります。

<ロイヤリティ売上構成>

	前第1四半期連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)		前連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
後払いロイヤリティ	627,333	100.0	459,426	99.6	2,785,141	82.8
前払いロイヤリティ	-	-	1,796	0.4	579,028	17.2
ロイヤリティ合計	627,333	100.0	461,222	100.0	3,364,169	100.0

(地域別セグメントの状況)

日本

当第1四半期の日本の業績は、売上高786,175千円、営業損失301,976千円となりました。

アジア

当第1四半期のアジア地域の業績は、売上高217,460千円、営業損失2,940千円となりました。

その他地域

当第1四半期のその他地域の業績は、売上高104,596千円、営業利益7,747千円となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績につきましては、売上高は814,565千円（前年同四半期売上高1,201,094千円）となりました。損益面につきましては、290,551千円の営業損失（前年同四半期営業利益35,024千円）、昨今の金融情勢等の影響による受取利息の減少及び為替差損の発生等の理由により388,608千円の経常損失（前年同四半期経常損失50,849千円）となりました。四半期純損失は固定資産除却損計上等により、400,229千円（前年同四半期純損失22,953千円）となりました。

(資産、負債、純資産の状況に関する分析)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比べて232,408千円減少し、13,840,812千円となりました。これは主に売掛金が297,445千円減少した事によるものです。

負債は、前連結会計年度末と比べて74,830千円減少し、914,556千円となりました。これは、未払消費税を支払った事等により流動負債が78,569千円減少した事が主な要因です。

純資産は、前連結会計年度末と比べて157,577千円減少し、12,926,256千円となりました。これは主に四半期純損失が400,229千円となった事により利益剰余金が減少した一方、有価証券等の売却や評価の見直しによる有価証券評価差額が172,603千円増加した事等によるものです。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末における自己資本比率は、前連結会計年度末と比べて0.5%増加し、93.4%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、9,612,108千円となりました。当第1四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

<営業活動によるキャッシュ・フロー>

営業活動により増加した資金は、176,923千円となりました。これは主に、減価償却費197,264千円の非現金支出及び売上債権の回収により293,990千円増加した一方、未払消費税等の支払い125,633千円があった事等によるものです。

<投資活動によるキャッシュ・フロー>

投資活動の結果減少した資金は、341,088千円となりました。これは主に、余剰資金の運用に伴う定期預金の預入による支出626,418千円、無形固定資産の取得による支出153,322千円等を行った一方、定期預金払い戻しによる収入523,145千円等があった事によるものです。

<財務活動によるキャッシュ・フロー>

財務活動の結果減少した資金は、85千円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条に定義されているもの。）として、当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）を定めております。

＜当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）について＞

本プランにおいて、「大量買付行為」とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。)を意味し、「大量買付者」とは、大量買付行為を行う者及び行おうとする者を意味します。

なお、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する政令、内閣府令及び省令等の関係法令並びに金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

(注1) 特定株主グループとは、①当社の株券等の保有者(金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、②当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)、③上記①②の者の関係者(①又は②の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士又は会計士等を含みます。)を意味します。(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとします。)又は(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 企業価値・株主共同の利益に関する考え方

当社グループ（「当社グループ」とは、当社と会社法上の当社子会社を含む企業集団を指します。）は、売れる製品を実現するための魅力的な技術を開発する研究開発型企業を目指し、パーソナルコンピュータを含む民生用電子機器向けソフトウェア基盤技術の研究開発と販売をおこなっております。当社グループが独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品は、既に全世界で5億台を超える携帯電話やデジタルテレビ等の民生用電子機器に利用されており、さらに毎年1億台以上の新たな製品に搭載され出荷され続けております。特に日本の携帯電話においては、全出荷台数の9割以上に当社製品が使われており、海外にて利用されている分も含め、これらの民生用電子機器の機能を実現するために不可欠な構成要素となっております。このような基盤技術の提供が滞ることは、民生用電子機器を製造している国内外の数多くの企業の製品出荷に多大な影響を与えるだけでなく、もはや一般市民の社会生活に欠かせないライフラインとなっている携帯電話の利用にも支障をきたす事態を招来することになります。

当社の企業価値は、このように民生用電子機器の不可欠な構成要素となっている当社グループの独自の技術に基づくソフトウェア製品が、携帯電話メーカーや通信事業者等、ひいては一般市民に安定的・継続的に供給されることによって生み出されるものです。当社がかかるソフトウェア製品を安定的・継続的に供給することが出来なくなれば、多くの当社の顧客先が他社製品にシフトすることが予想され、当社が生み出す将来の収益の合計が著しく毀損されることは明らかであり、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれることとなります。

そもそもソフトウェア製品は、その性質上、人間の英知によってのみ創り出す事が可能であり、自動機械などで製造を代替する事が不可能であることに加え、昨今のソフトウェア製品は規模が大きくなり複雑度が増してきているため、開発ノウハウの継承には長期間を要するものとなっております。したがって、万一当社製品の開発に関わっている人材が大量に流出し開発従事者を短期間で大幅に入れ替えざるを得ないような事態が生じた場合や少数であったとしても当社製品の開発の枢要を担う開発従事者が離職するような事態が生じた場合には、品質の急激な劣化を招き、また、当社の企業価値の源泉たるソフトウェア製品の安定的・継続的な供給に支障をきたすこととなります。すなわち、当社の企業価値は、当社が独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品の安定的・継続的

供給を源泉として生み出されるものであり、かかる安定的・継続的供給のためには開発従事者の雇用関係維持がきわめて重要な要素のひとつとなります。換言すれば、例えば、当社株式の大量買付行為が、開発従事者の流出を招来するおそれがある場合には、当社によるソフトウェア製品の安定的・継続的供給に支障をきたし、当社の企業価値が毀損されるおそれが大きいものといわざるを得ません。

したがって、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 本プランの基本方針・導入目的

近時、企業活動のグローバル化により、わが国においても企業の世界的な事業戦略の一環として他企業の買収が当然に考慮される時代となり、それに伴う新しい法制度の整備も進んでまいりました。そのような潮流のなか、企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに行われる企業買収、いわゆる「敵対的買収」の動きも顕在化しつつあります。

当社取締役会は、このような当社の買収を企図した大量買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、突如として大量買付行為が実施された場合、株主の皆様が大量買付行為の是非を判断する十分な時間と情報が提供されず、結果として当社の企業価値・株主共同の利益が害される可能性は否定できません。

株主の皆様から経営についての付託を受ける当社取締役会としては、このような当社株式の大量買付行為が発生した場合、株主の皆様のために十分な時間を確保し、当社取締役会が、当該大量買付行為に関する情報を収集して、これを評価・検討し、また必要に応じて当該大量買付者との交渉並びに株主の皆様への代替案の提示を行うことが、株主の皆様に適切にご判断をいただくために極めて重要であると認識しております。これらを遂行するためには大量買付行為に関する一定のルールを定めることが必要であると考えます。また、当社取締役会は、上記の一定のルールを遵守しない大量買付者による大量買付行為、又は、当該ルールを遵守するものの企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある大量買付行為に対して、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために客観的・合理的な検討を行った上で相応な対抗措置をとることが必要な場合もあると認識しております。

上記の理由により、当社取締役会は、下記に定める大量買付ルールを設定し、大量買付ルールを遵守しない大量買付者による大量買付行為や企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある大量買付行為に対しては必要に応じ相応の対抗措置をとることが、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上に必要と認識し、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得た上、本プランを導入することといたしました。

3. 大量買付ルールの内容

本プランでは、大量買付行為について、事前に大量買付者に対して、大量買付行為にかかる情報の提供を求め、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、必要に応じて当社取締役会が大量買付者と交渉を行い、代替案を提示するための手続として、大量買付ルールを定めています。このような一定の手続きにしたがって大量買付行為の適否が判断されることが、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的に合致するからです。

具体的には、大量買付者には、買付の実行前に、大量買付ルールに従う旨の意向表明書を当社代表取締役宛に提出いただくものとします。意向表明書には、大量買付者の名称、住所、提案する大量買付行為の概要等を記載していただきます。当社取締役会は、この意向表明書の受領後5日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆様との判断、後述の独立委員会の勧告及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付します。大量買付者には、本必要情報を当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。本必要情報の具体的な内容は大量買付者の属性及び大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含む。）の概要（資本構成、財務内容、経歴、属性、過去の大量買付行為及び結果等を含む。）
- ② 買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含む。）
- ③ 買付の価格の算定根拠
- ④ 買付の資金の裏づけ（買付の資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- ⑤ 買付の後の当社グループの基本的な経営方針、事業計画、買付の後における当社の従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社グループに係る利害関係者の処遇方針の概要
- ⑥ 買付行為完了後に意図する当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための施策並びに当該施策が当社の企業価値・株主共同の利益を向上させることの根拠

⑦ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者より受けた情報を精査した結果、それだけでは不十分と判断した場合、回答期限を設けた上で、合理的な範囲で大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大量買付行為の提案があった事実及び当社に提出された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点（独立委員会から開示勧告があった場合はその時点）で、その全部又は一部を開示します。

4. 大量買付行為の評価・検討期間

当社取締役会は、大量買付者が当社取締役会に本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）、又は90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。したがって、大量買付行為は、取締役会評価期間の経過した後のみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、また必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての大量買付行為に対する意見を取りまとめ、公表します。

また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することがあります。

5. 対抗措置の発動に係る手続

(1) 独立委員会の勧告

本プランの設計においては、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大量買付行為に対する合理的・客観的な評価・検討を行う機関として、社外取締役・社外監査役・有識者のいずれかに該当する者の中から取締役会が選任した者により構成される独立委員会を設置することといたしました（独立委員会の構成、役割等については<資料>別添「独立委員会規定の概要」をご参照ください。）。

当社取締役会は取締役会評価期間において、独立委員会に必ず諮問を行うこととし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告を行います。

独立委員会は、(i) 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しない大量買付者（以下「手続不遵守買付者」といいます。）に該当する場合（発動事由①）、又は(ii) 大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合であっても、(a) 当該大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当すると認めた場合（発動事由②）、もしくは(b) 当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合（発動事由③）には、取締役会に対し、対抗措置を発動することを勧告するものとします。また、独立委員会は、当該大量買付行為が上記発動事由の①、②、③のいずれにも該当しないと認めた場合には、対抗措置を発動しないことを勧告するものとします。下記(2)で述べるとおり、取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動しないよう勧告された場合は、これを尊重し対抗措置を発動することはいたしません。また、独立委員会から、対抗措置を発動することを勧告された場合には、これを最大限尊重しつつも、株主の皆様から経営の付託を受け株主に対し最終的な責任を負担する機関として、上記①、②、③の発動事由に該当するか否かについて自らの責任で最終的な判断を行い、対抗措置を発動するか否かを判断するものとします。

なお、上記発動事由②の「当該大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当する場合」とは、次のいずれかに該当する大量買付行為をいいます。

(ア) 真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行う場合（いわゆるグリーンメーラーの場合）

(イ) 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大量買付行為を行う場合

(ウ) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産（ただし、当社の事業遂行上使用する予定のない遊休資産を処分する場合であって、当該資産の処分により当社が将来生み出す収益の合計に悪影響を与えない場合を除く。）を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行う場合

(エ) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為を行う場合

また、発動事由③の「当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合」に該当するか否かの判断に際しては、当社の企業価値が、当社が独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品の安定的・継続的供給を源泉として生み出されるものであり、かかる安定的・継続的供給のためには開発従事者の雇用関係維持がきわめて重要であることに鑑み、当該大量買付行為によりソフトウェア製品の安定的・継続的供給が妨げられるおそれはないか、具体的には、開発技術者が当該大量買付行為によっても当社を離職せず、

又は、離職した場合でも当社と当社の顧客先との間の取引関係に影響がなく、当社の顧客先に対して当社が継続して製品の供給を行うことが可能かどうかという点を重要な判断要素として検討することといたします。そして、これらを検討するにあたっては、必ず開発従事者及び当社の顧客先から意見を聴取するものとします。

ただし、独立委員会が聴取した開発従事者及び当社の顧客先の意見は、独立委員会が当社取締役会への勧告の内容を決定する際に参考とする一要素として取り扱われるものであり、これのみによって勧告の内容が決定することはありません。

なお、独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

（２）取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動しないことを勧告された場合には、対抗措置の不発動を決議するものとします。

当社取締役会が、独立委員会から対抗措置を発動する旨の勧告を受けた場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、独自に発動要件を充足するかどうかの判断を行い、所定の場合には株主総会の決議を経た上、本プランに定める対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動する旨の勧告を受けた場合であっても、自らの判断の結果発動事由の①、②、③に該当しないとの判断に至った場合は、対抗措置の不発動を決議するものとします。

当社取締役会は、上記いずれの場合も、決議を行った場合速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行うものとします。

① 大量買付者が手続不遵守買付者に該当する場合（発動事由①）

当社取締役会は、独立委員会より発動事由①に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めた場合は、株主総会の決議を経ることなく、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

② 大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合

（ア）大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当する場合（発動事由②）

当社取締役会は、独立委員会より発動事由②に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当すると認めた場合は、株主総会の決議を経ることなく（ただし、当社取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合には株主総会の決議を経た上で）、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

（イ）大量買付行為が当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合（発動事由③）

当社取締役会は、独立委員会より発動事由③に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合は、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認するものとします。その結果、株主の皆様が対抗措置の発動に賛成であると認められる場合は、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

（３）株主総会の決議

当社取締役会は、当社取締役会が当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合（発動事由③に該当する場合）、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を開催するものとします。このほか、当社取締役会は、当社取締役会が大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当すると認めた場合（発動事由②に該当する場合）にも、大量買付行為の内容、大量買付者の属性その他諸般の事情を勘案した上で、当社取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合には、当該大量買付行為に対し、対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を開催することができるものとします。なお、上記のいずれの場合においても、当社取締役会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに株主総会を開催するものとします。

６．本プランにおける対抗措置の概要

当社取締役会が本プランに基づく対抗措置として、新株予約権の無償割当てその他具体的にいかなる手段を講じるかについては、法令等及び当社定款上認められるあらゆる対抗措置のうち、その時点での最新の裁判所による判断等を考慮した上最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、対抗措置のひとつとして、特定買付者等による権利行使は原則として認められないとの差別的行使条件及

び当社が特定買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行う場合、本新株予約権の行使期間、行使条件等の内容については、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。また、本新株予約権の無償割当てを行う場合であると、また、それ以外の手段による場合であることを問わず、当社取締役会は、大量買付行為の内容その他諸般の事情を勘案し、当社取締役会により対抗措置の発動が決議された場合、大量買付者が大量買付行為を撤回・中止することができるような方策を、対抗措置の内容として設けることができるものとします。

なお、本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、特定買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、特定買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該特定買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

7. 株主及び投資家の皆様にご与える影響等

(1) 本プラン導入時の株主・投資家の皆様への影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、本プランの導入は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て又はその他の新株もしくは新株予約権の発行は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本プランにおける対抗措置発動時の株主・投資家の皆様への影響等

前述のとおり、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、法令等及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（発動要件①、②、③に該当するような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令等に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てにつきましては、当該新株予約権の割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合であっても、当社取締役会は、大量買付者が買付行為を撤回した場合又は対抗措置発動を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合は、新株予約権の割当期日の前日までに新株予約権の無償割当てを中止し、又は、新株予約権の割当期日後、新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、希釈化を前提に売買を行った株主・投資家の皆様におかれましては、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

8. 本プランの有効期間、廃止

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成23年12月期（2011年度）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランについては、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。当社取締役会は、本プランが廃止された場合には、当該廃止について、情報開示を速やかに行います。

9. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「指針」といいます。）、②指針の定める原則を基本としつつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、③東京証券取引所の有価証券上場規程第442条に定める買収防衛策の導入に関する事項の内容を踏まえ、上記指針等の示すところを充足するように設計されております。

(2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、当社株主の皆様に対し、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化を目的として導入されるものです。

また、本プランに定める手続きが遵守されない場合、又は本プランに定める手続きが遵守された場合であって

も、本プランに規定される一定の場合には、当社取締役会は所定の手続（株主総会の決議を含む。）を経て対抗措置の発動を決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させることをのみを目的として行われるよう、本プランは設計されております。

（３）事前の開示

当社は、大量買付者を含む当社株主の皆様や投資家の皆様の予見可能性を高め、当社株主の皆様に必要な選択の機会を確保していただくため、本プランを株主総会において当社株主の皆様のご承認を得て導入するものであり、その目的、内容等を予め具体的に開示します。

また、当社は対抗措置の発動を決議した場合にも、適用ある法令等に従って適時且つ適切に開示を行うものとします。

（４）株主意思の重視

当社は、株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件として本プランを導入させていただくものです。また、本プランでは、一定の場合には、株主総会において対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様ご意思の確認を行うこととされています。

さらに、８．「本プランの有効期間、廃止」にて記載したとおり、本プランの有効期間は３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、この点でも、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

（５）独立委員会の設置

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大量買付行為に対する合理的・客観的な評価・検討を行う機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外有識者のいずれかに該当する委員３名以上により構成されます。そして、当社取締役会は独立委員会への諮問を経た上、独立委員会が発動を勧告しない限り、対抗措置の発動を決定することができないものとされています。このように、独立委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大量買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう、機能するものとされています。

（６）合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、「５．対抗措置の発動に係る手続」にて記載したとおり、株主総会の決議を経ず取締役会決議のみに基づき対抗措置を発動するためには、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければならないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

（７）デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会の決議によって廃止できるほか、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされているため、当社の株券等を大量に買い付けた者は、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（８）取締役の保身を目的とするものではないこと

上記（２）にて記載したとおり、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化を目的として導入されるものであり、当社取締役会が自己保身を目的として導入するものではありません。

また、上記（５）や（６）にて記載したとおり、対抗措置の発動時においても、当社取締役が自己保身を目的として恣意的に発動することを防止するための仕組みを確保しております。

<資料>

別添

独立委員会規定の概要

１．設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設定されます。

２．構成員

当社取締役会により委嘱を受けた社外取締役、社外監査役又は当社取締役会から独立した有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、実績ある会社経営者等をいう。）３名以上で構成されます。

３．任期

選任後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、本プランが廃止された場合は、その時点をもって、全ての委員につき委員としての任期が終了するものとします。

任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとします。

4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。ただし、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。

5. 決議事項その他

独立委員会は、当社に対する大量買付行為が発生した場合には、これに応じ、開発従事者及び当社の顧客先から意見を聴取したうえで、原則として以下の各号に記載された事項について精査、検討、審議等のうえ決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとします。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自ら又は当社取締役の利益を図ることを目的としては行わないものとします。

- ① 大量買付ルールの対象となる大量買付行為の存否
- ② 大量買付者が提供すべき情報の範囲
- ③ 大量買付者が提供した情報の当社株主への開示の時期及び範囲
- ④ 大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か
- ⑤ 大量買付者による大量買付行為に対する代替案の提案の可否
- ⑥ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の可否
- ⑦ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の中止
- ⑧ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができます。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、99,062千円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 戦略的現状と見通し

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの戦略的現状と見通しに重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、重要な設備の新設及び除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	261,300
計	261,300

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年5月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	101,334	101,334	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度は採用していません。
計	101,334	101,334	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年5月1日からこの第1四半期報告書提出日までの新株引受権及び新株予約権の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権の状況
(平成13年7月14日臨時株主総会の決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	33
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成23年7月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株引受権のうち、未行使の新株引受権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割} \cdot \text{併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める新株の発行価額の調整事由が生じた場合にも、各新株引受権につき、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額になるよう、各新株引受権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 発行価額は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、新株の発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後発行価額}) = (\text{調整前発行価額}) \times \frac{1}{(\text{分割} \cdot \text{併合の比率})}$$

また、新株引受権付与日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するとき(新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。)は、次の算式により新株の発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後発行価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後発行価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株引受権付与日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、新株の発行価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が新株の発行価額を適切に調整できるものとしております。

3. 新株引受権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株引受権を直ちに喪失するものとしております。

(1) 新株引受権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。

- (2) 禁固以上の刑に処せられた場合。
- (3) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合。
- (4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株引受権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株引受権を行使することができません。
- (5) ストックオプション付与契約変更契約書のいずれかの規定に違反した場合。
4. 新株引受権の行使の条件及び新株引受権の譲渡に関する事項につきましては、平成13年7月14日開催の臨時株主総会及び平成13年6月26日開催の取締役会の決議に基づき締結した「ストックオプション付与契約書」に関して、平成15年8月29日開催の臨時株主総会及び平成15年7月29日開催の取締役会の決議に基づき変更し、当社と対象となる取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約変更契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
- ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
- ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
- ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
- ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
- ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。
(平成13年12月27日臨時株主総会の決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	24.28
新株予約権の行使時の払込金額(円)	88,558
新株予約権の行使期間	平成17年1月1日から 平成23年12月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 88,558円 資本組入額 44,279円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株引受権のうち、未行使の新株引受権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める新株の発行価額の調整事由が生じた場合にも、各新株引受権につき、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額になるよう、各新株引受権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 発行価額は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、新株の発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後発行価額}) = (\text{調整前発行価額}) \times \frac{1}{(\text{分割} \cdot \text{併合の比率})}$$

また、新株引受権付与日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するとき（新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。）は、次の算式により新株の発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後発行価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後発行価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株引受権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、新株の発行価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が新株の発行価額を適切に調整できるものとし、

3. 新株引受権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株引受権を直ちに喪失するものとし、

- (1) 新株引受権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
- (2) 禁固以上の刑に処せられた場合。
- (3) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合。
- (4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株引受権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株引受権を行使することができません。
- (5) ストックオプション付与契約変更契約書のいずれかの規定に違反した場合。

4. 新株引受権の行使の条件及び新株引受権の譲渡に関する事項につきましては、平成13年12月27日開催の臨時株主総会及び平成13年12月11日開催の取締役会の決議に基づき締結した「ストックオプション付与契約書」に関して、平成15年8月29日開催の臨時株主総会及び平成15年7月29日開催の取締役会の決議に基づき更し、当社と対象となる従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約変更契約書」に定められております。

5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとし、承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。

① 目的たる完全親会社の株式の種類

完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式

② 目的となる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

③ 発行価額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件

株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。

⑤ 譲渡制限

ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとし、

(平成14年 3月22日 定時株主総会の決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年 3月31日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	180.39
新株予約権の行使時の払込金額(円)	88,558
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年3月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 88,558円 資本組入額 44,279円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株引受権のうち、未行使の新株引受権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める新株の発行価額の調整事由が生じた場合にも、各新株引受権につき、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額になるよう、各新株引受権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 発行価額は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、新株の発行価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後発行価額}) = (\text{調整前発行価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

また、新株引受権付与日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するとき(新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。)は、次の算式により新株の発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後発行価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後発行価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株引受権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、新株の発行価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が新株の発行価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株引受権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株引受権を直ちに喪失するものとします。

(1) 新株引受権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。

(2) 禁固以上の刑に処せられた場合。

(3) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合。

(4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株予約権の行使期間中に死亡により地位

を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株予約権を行使することができます。

(5) ストックオプション付与契約変更契約書のいずれかの規定に違反した場合。

4. 新株引受権の行使の条件及び新株引受権の譲渡に関する事項につきましては、平成14年3月22日開催の定時株主総会及び平成14年2月19日開催の取締役会の決議に基づき締結した「ストックオプション付与契約書」に関して、平成15年8月29日開催の臨時株主総会及び平成15年7月29日開催の取締役会の決議に基づき変更し、当社と対象となる従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約変更契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ② 目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③ 発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤ 譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

② 旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21に基づく新株予約権の状況

(平成15年8月29日臨時株主総会の決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	138
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	414
新株予約権の行使時の払込金額(円)	66,667
新株予約権の行使期間	平成17年9月1日から 平成24年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 66,667円 資本組入額 33,334円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下

に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割} \cdot \text{併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するとき（新株引受権及び新株予約権の行使による場合、転換株式の転換による場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
 - (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合。
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - (3) 当社又はAplix Corporation of Americaの就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合。
 - (4) 当社又はAplix Corporation of Americaの取締役又は従業員でなくなった場合。但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。新株予約権の行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件として新株予約権を行使することができます。
 - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合。
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成15年8月29日開催の臨時株主総会及び平成15年8月29日開催の取締役会の決議に基づき、当社及びAplix Corporation of Americaの取締役及び従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ② 目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③ 発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤ 譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	30
新株予約権の行使時の払込金額(円)	960,000
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から 平成25年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 960,000円 資本組入額 480,000円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除きます。)又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。

(1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合

(2) 禁固以上の刑に処せられた場合

(3) 当社又はAplix Corporation of Americaの就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合

- (4) 当社又はAplix corporation of Americaの取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）
- (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成16年3月23日開催の定時株主総会及び平成16年5月25日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
- ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
- ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
- ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
- ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
- ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。
- (平成16年3月23日定時株主総会の決議 2)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	13
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	39
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,027,279
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から 平成25年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 1,027,279円 資本組入額 513,640円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下

に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行（改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除きます。）又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」を読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
 - (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
 - (3) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受けた場合
 - (4) 当社の取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）
 - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成16年3月23日開催の定株主総会及び平成16年6月24日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ② 目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③ 発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤ 譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

(平成17年3月23日定時株主総会の決議 1)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	150
新株予約権の行使時の払込金額(円)	698,500
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2,5)	発行価格 698,500円 資本組入額 349,250円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(改正前商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除く)又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。

(1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合

(2) 禁固以上の刑に処せられた場合

(3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受け、取締役又は従業員の地位を失った場合

- (4) 付与対象者が取締役又は従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）
- (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成17年3月23日開催の定時株主総会及び平成17年5月25日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
- ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
- ②目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
- ③発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
- ④行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
- ⑤譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。
- (平成17年3月23日定時株主総会の決議 3)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	53
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	159
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,350,000
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成26年3月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 1,350,000円 資本組入額 675,000円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下

に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行（旧商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除きます。）又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。
 - (1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合
 - (2) 禁固以上の刑に処せられた場合
 - (3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受け、取締役又は従業員の地位を失った場合
 - (4) 付与対象者が取締役又は従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）
 - (5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合
4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成17年3月23日開催の定時株主総会及び平成17年12月27日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ② 目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③ 発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤ 譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注1)(株)	75
新株予約権の行使時の払込金額(円)	980,319
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成27年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注2)	発行価格 980,319円 資本組入額 490,160円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

上記の他、下記2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとしております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して1株当たりの払込をすべき額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$(\text{調整後行使価額}) = (\text{調整前行使価額}) \times \frac{1}{(\text{分割・併合の比率})}$$

なお、新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行(旧商法に基づき付与されたストックオプションとしての新株引受権の行使又は新株予約権の行使による場合を除きます。)又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式における時価とは、当社の調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式の証券取引所等における普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値とし、1円未満は切り上げます。また、上記の算式における既発行株式数とは、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後行使価額を適用する日の前日における当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とします。なお、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらに準ずる場合で、行使価額の調整を当社が必要と認めるときは、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整できるものとします。

3. 新株予約権の付与対象者は、次に定める事由が生じた場合には、当社に対する新株予約権を直ちに喪失するものとします。

(1) 新株予約権の行使期間初日の到来前に死亡した場合

(2) 禁固以上の刑に処せられた場合

(3) 付与対象者が適用を受ける就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の処分を受け、取締役又は従業員の

地位を失った場合

(4) 付与対象者が取締役又は従業員の地位を有する会社において取締役又は従業員でなくなった場合（但し、当社の命令により他社へ出向又は転籍した場合その他取締役会がその都度適当と判断する場合は除きます。また、ストックオプションの行使期間中に死亡により地位を喪失した場合には、その相続人が契約に従うことを条件としてストックオプションを行使することができます。）

(5) 新株予約権割当契約書のいずれかの規定に違反した場合

4. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成18年3月29日開催の定時株主総会及び平成18年4月24日開催の取締役会の決議に基づき、当社と対象となる従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
5. 当社が、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社は、ストックオプションにかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させ、又は実質的に同様の結果となるようにし、又はそのように努力するものとします。承継されたストックオプションの内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全子会社となる場合に完全親会社が発行する株式と同種の株式
 - ② 目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。
 - ③ 発行価額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換又は株式移転に際し「ストックオプション付与契約書」に準じて当社の取締役会が決定します。
 - ⑤ 譲渡制限
ストックオプションの譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成21年1月1日～ 平成21年3月31日 (注)	—	101,334	—	13,263,950	△7,589,681	6,589,906

(注) 平成21年3月30日開催の定時株主総会において、資本準備金を7,589,681千円減少させ、欠損填補することを決議しました。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから平成21年3月3日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成21年2月27日現在で6,876株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーの大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者	ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー (Dalton Investments LLC)
住所	米国カリフォルニア州90025、ロサンゼルス市 ウィルシャー・ブルヴァード12424、スイート600
所有株式数	6,876株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合	6.79%

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 14	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 101,320	101,320	—
端株	普通株式 —	—	—
発行済株式総数	101,334	—	—
総株主の議決権	—	101,320	—

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数 (株)	他人名義所有株 式数 (株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社アプ リックス	東京都新宿区西 早稲田二丁目18 番18号	14	—	14	0.01
計	—	14	—	14	0.01

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 1月	2月	3月
最高 (円)	84,300	79,700	70,500
最低 (円)	67,400	51,400	56,100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員 の 異動はありませ ン。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号但し書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,026,215	2,499,817
売掛金	338,188	635,634
有価証券	7,268,217	7,757,993
仕掛品	8,716	2,462
繰延税金資産	30,479	7,309
その他	974,435	887,153
貸倒引当金	△106,296	△35,068
流動資産合計	11,539,956	11,755,302
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	39,490	41,264
工具、器具及び備品（純額）	72,574	72,403
有形固定資産合計	※1 112,064	※1 113,668
無形固定資産		
ソフトウェア	1,230,923	1,272,287
ソフトウェア仮勘定	252,434	259,639
その他	7,708	8,334
無形固定資産合計	1,491,066	1,540,261
投資その他の資産		
投資有価証券	585,381	523,942
繰延税金資産	21,143	34,744
敷金及び保証金	152,610	151,711
その他	3,554	3,412
貸倒引当金	△64,964	△49,820
投資その他の資産合計	697,726	663,989
固定資産合計	2,300,856	2,317,918
資産合計	13,840,812	14,073,221
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	31,470	24,953
未払金	459,292	421,112
未払法人税等	6,220	6,626
賞与引当金	59,371	27,437
リース債務	459	—
その他	353,627	508,882
流動負債合計	910,442	989,012

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
固定負債		
退職給付引当金	999	—
リース債務	2,709	—
その他	404	375
固定負債合計	4,114	375
負債合計	914,556	989,387
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,263,950	13,263,950
資本剰余金	6,589,906	14,179,587
利益剰余金	△6,657,489	△13,846,941
自己株式	△8,714	△8,714
株主資本合計	13,187,652	13,587,882
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△155,059	△327,663
為替換算調整勘定	△111,569	△180,673
評価・換算差額等合計	△266,629	△508,336
少数株主持分	5,232	4,288
純資産合計	12,926,256	13,083,834
負債純資産合計	13,840,812	14,073,221

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
売上高	814,565
売上原価	530,774
売上総利益	283,790
販売費及び一般管理費	※1 574,341
営業損失(△)	△290,551
営業外収益	
受取利息	9,692
受取配当金	112
為替差益	6,329
その他	266
営業外収益合計	16,400
営業外費用	
支払利息	17
株式交付費	85
有価証券売却損	93,219
その他	21,135
営業外費用合計	114,457
経常損失(△)	△388,608
特別利益	
貸倒引当金戻入額	3,261
固定資産売却益	343
特別利益合計	3,605
特別損失	
固定資産除却損	7,128
貸倒引当金繰入額	15,000
特別損失合計	22,128
税金等調整前四半期純損失(△)	△407,132
法人税、住民税及び事業税	2,843
過年度法人税等	△3,973
法人税等調整額	△6,716
法人税等合計	△7,847
少数株主利益	944
四半期純損失(△)	△400,229

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成21年1月1日
 至 平成21年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失(△)	△407,132
減価償却費	197,264
賞与引当金の増減額(△は減少)	31,933
貸倒引当金の増減額(△は減少)	84,923
受取利息及び受取配当金	△9,804
支払利息	17
固定資産除却損	7,128
有価証券売却損益(△は益)	93,219
売上債権の増減額(△は増加)	293,990
たな卸資産の増減額(△は増加)	△6,254
前払費用の増減額(△は増加)	△20,043
仕入債務の増減額(△は減少)	8,796
未払金の増減額(△は減少)	33,576
未払消費税等の増減額(△は減少)	△125,633
その他	△9,942
小計	172,040
利息及び配当金の受取額	7,603
利息の支払額	△17
法人税等の支払額	△2,702
営業活動によるキャッシュ・フロー	176,923
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△626,418
定期預金の払戻による収入	523,145
投資有価証券の取得による支出	△80,577
有形固定資産の取得による支出	△6,832
無形固定資産の取得による支出	△153,322
その他	2,916
投資活動によるキャッシュ・フロー	△341,088
財務活動によるキャッシュ・フロー	
その他	△85
財務活動によるキャッシュ・フロー	△85
現金及び現金同等物に係る換算差額	68,117
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△96,133
現金及び現金同等物の期首残高	9,708,242
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 9,612,108

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
会計処理基準に関する事項 の変更	(1) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これにより、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は、それぞれ15,645千円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。
	(2) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 当第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。
	(3) リース取引に関する会計基準等の適用 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期連結会計期間から早期適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>また、所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これらに伴う、損益に与える影響は軽微であります。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、400,974千円であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、390,992千円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給料手当	133,544 千円
賞与引当金繰入額	9,944
研究開発費	99,062
貸倒引当金繰入額	73,453

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	3,026,215
預入期間が3か月を超える定期預金	△682,324
有価証券勘定(注)1	7,268,217
現金及び現金同等物	<u>9,612,108</u>
(注) 1. 有価証券勘定は、CRF、MMF及びFFFであります。	

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 101,334.00株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 14.00株

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日）

当社グループが営む事業は単一であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日）

	日本 (千円)	アジア (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	732,427	82,137	—	814,565	—	814,565
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	53,747	135,323	104,596	293,667	(293,667)	—
計	786,175	217,460	104,596	1,108,232	(293,667)	814,565
営業利益 (△損失)	△301,976	△2,940	7,747	△297,169	6,618	△290,551

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

アジア・・・・・・・・台湾等

その他の地域・・・・・・・・アメリカ合衆国、ドイツ

3. 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これにより、当第1四半期連結累計期間の営業損失はアジアにおいて15,645千円増加しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日）

	北米	欧州	アジア	その他地域	計
I 海外売上高 (千円)	10,382	11	167,356	—	177,750
II 連結売上高 (千円)	—	—	—	—	814,565
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	1.3	0.0	20.5	—	21.8

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 北米 …………… アメリカ合衆国

(2) 欧州 …… フィンランド、スウェーデン

(3) アジア …… 中国、台湾、韓国等

(4) その他地域 …… イスラエル

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
1株当たり純資産額 127,526.88円	1株当たり純資産額 129,091.45円

2. 1株当たり四半期純損失金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり四半期純損失 △3,950.15円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、四半期純損失を計上しているため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失(千円)	400,229
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	400,229
期中平均株式数(株)	101,320.00
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月8日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原井 武志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックスの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途管理しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。